会議	政府関係機関移転に関する有識者懇談会(第6回)	
日時	令和5年3月 17 日(金) 14:00~16:00	
開催形式	対面 及び 一部オンライン開催(Webex)	
場所	中央合同庁舎8号館 8階特別中会議室	
出席者	大臣	
(敬称略)	岡田 直樹	デジタル田園都市国家構想担当大臣
	懇談会構成員(50 音順)	
	坂田 一郎	東京大学 総長特別参与・FSI 本部ビジョン形成分科会長
	角南 篤	公益財団法人笹川平和財団理事長
	牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授
	増田 寛也 (座長)	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
	松原 宏	福井県立大学地域経済研究所特命教授
	関係機関(議事順)	
	今井 裕一	文化庁政策課長
	浅山 尚紀	京都府 文化スポーツ部長
	清水 昌毅	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 研究企画評価主幹
	大庭 毅	大阪府商工労働部成長産業振興室 ライフサイエンス産業課長
	※冨山 和彦委員は都合により欠席。	
	事務局	
	土生 栄二	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 局長
	村手 聡	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 局次長
	布施田 英生	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 審議官
	田邉 仁	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 参事官
配布資料	00-1_議事次第.pdf	
	00-2_配席図.pdf	
	00-3_出席者名簿.pdf	
	00-4_政府関係機関移転に関する有識者懇談会の設置について.pdf	
	01-1【資料 1-1】中央省庁、研究機関・研修機関等の移転に関する進捗状況の概要.pdf	
	01-1-1【資料 1-1 別紙 1】研究機関・研修機関等の移転に関する取組状況調査.pdf	
	01-1-2【資料 1-1 別紙 2】研究機関・研修機関等のモニタリング指標によるフォローアップ調査.pdf	
	01-1-3【資料 1-1 別紙 3】研究開発法人の中期計画等における移転の取組の記載状況.pdf	
	01-2【資料 1-2】(文化庁)文化庁の京都移転について.pdf	
	01-3【資料 1-3】(京都府)文化庁京都移転と京都府の文化政策.pdf	
	01-4【資料 1-4】(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所)移転の概要と将来展望.pdf	
	01-5【資料 1-5】(大阪府)国立健康・栄養研究所 大阪への全部移転の現状と今後への期待.pdf	
	02-1【資料 2 -1】政府関係機関移転総括的評価方針(更新案)の概要について.pdf	
	02-2【資料 2 -2】政府関係機関移転総括的評価方針(更新案).pdf	
	02-3_【資料 2-3】  今後のスケジュールについて.pdf	
	03-1_【参考質料 1】政府	守関係機関の地方移転にかかる経緯.pdf

03-2【参考資料 2】研究機関・研修機関等の移転元・移転先.pdf

# 次第

- 1. 開会
- 2. 挨拶
- 3. 議事
  - (1)中央省庁、研究機関・研修機関等の移転に関する進捗状況について
  - (2)政府関係機関移転総括的評価について
  - (3)その他
- 4. 閉会

### 議事内容

#### 1. 開会

#### 2. 挨拶

#### (岡田大臣 挨拶)

- ▶ 政府関係機関の地方移転については、御承知のとおり平成 28 年3月にまち・ひと・しごと創生本部において決定した政府関係機関移転基本方針に基づき、東京一局集中是正の観点から、中央省庁7機関、研究機関・、研修機関等 23 機関、50 案件に対して検討及び取組を進めてきたところである。本懇談会は、これらの取組の進捗のフォローアップを目的として、平成 29 年度から毎年1回開催して、今回で6回目を迎えている。
- ▶ 本日は、事務局及び文化庁、国立健康・栄養研究所から取組の進捗状況について御報告いただき、両機関の移転 先である京都府、大阪府からも、移転がもたらす地方創生への期待などについて御報告をいただく予定である。
- ▶ 次いで、令和5年度中に実施する予定の政府関係機関移転の取組の総括的評価について、評価方針の更新案について委員の先生方に御議論をいただきたい。総括的評価の実施に向けた評価の基本的な方針や具体的な評価の方法などについては、昨年度から本懇談会のメンバーである坂田委員を中心とした検討会において検討いただいた。
- ▶ 政府関係機関移転の取組を通じて、地方創生の観点から、地域の「仕事しごと」と「人ひと」の好循環につながるように、引き続き関係省庁、自治体と連携をして取り組んでいく予定である。

## (増田座長 挨拶)

- ▶ 移転の基本方針は 2016 年3月に定められ、それに基づき、具体的な移転が各機関において開始され、2017 年の 10 月にこの有識者懇談会が設けられており、移転取組の実施状況についてフォローするという役割で、第6回目を 迎えている。
- ▶ 地方創生を通して、東京一局集中を是正し、多くの民間企業に対して協力をお願いすると同時に、「隗より始めよ」ということで、政府機関においても可能なものは地方にできるだけ移転をするということで始まった取組であると理解している。
- ▶ 文化庁は令和5年5月には移転を全て終えるということで、一つの象徴的な移転であると思っている。それ以外の機関も含めてフォローを実施し、来年度は総括的評価を行う予定である。総括的評価の実施に当たっては坂田座長が取り組まれた検討会の内容について、本日、議論させていただきたい。
- ➤ これからが山場であると理解しているため、ぜひ委員の先生方、そして事務局の皆様方にも引き続き御尽力の御協力をお願いしたい。

#### 3. 議事

- (1) 中央省庁、研究機関・研修機関等の移転に関する進捗状況について (田邉参事官 資料1-1にかかる説明)
- ▶ P.1についてだが、各機関及び移転先の地方自治体等から進捗状況の報告を受け、移転による効果等についてフォローアップをすることと定められているため、第2回の有識者懇談会から進捗状況を報告している。今年度のフォローアップについては、昨年度の有識者懇談会以降に調査をした内容から概要を報告する。
- ▶ P.2は各機関の取組の概要であり、平成28年に決定した内容を参考として枠囲みの中に記述している。今年度に新

しく記述された部分については、P.3を御覧いただきたい。文化庁が令和4年 12 月に竣工し、令和5年3月に什器の搬入等が終了しているという報告をうけている。

- ▶ 消費者庁については、令和2年7月に消費者庁新未来創造戦略本部が恒常的拠点として設置し、業務が開始されている。具体的内容としては、全国展開を見据えたモデルプロジェクトや国際消費者政策研究センターにおける様々な研究が令和3年度に行われている。
- ▶ 総務省統計局の和歌山県移転については、平成30年に和歌山に統計データ利活用センターが設置され、それ以降、統計ミクロデータの提供や統計データの利活用の推進の支援、また、自治体におけるデータの高度利用という点についてのマッチングや人材育成についても取り組まれているという報告をうけている。
- ▶ 特許庁については、大阪梅田に拠点を設置し取組が進められている。知的財産に関する高度専門的な支援をはじめ、産業財産権に関する情報提供やセミナーの開催、また、開設5周年ということもあり、そういったフォーラムを通じて知的財産の活動の普及、理解を深めているという活動状況になっている。
- ▶ 中小企業庁の大阪府移転については、近畿経済産業局に中小企業政策調査課という組織を設置した上で、1,000 社訪問プロジェクトや地域のビジネスの事例収集といったことに関して、「関西企業フロントライン」というレポートにま とめて公表されているという取組が報告されている。
- ▶ 観光庁は、全国のブロックごとにある地方運輸局において組織を拡充し、それぞれの地域で観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議を開催している。組織の拡充については、観光推進専門の職員を配置し、各運輸局に1名ないしは2名の配置がされているという報告を受けている。
- ▶ 気象庁については、三重県と津気象台における取組になる。三重県との人事交流や三重県の防災・減災センターとの連携、実際の台風接近時の情報提供のような形で地域における連携の報告がされている。
- ▶ P.15 は、研究機関、研修機関等の地方移転の進捗状況を記載している。研究機関については 13 機関 32 件が移転しており、年次プランに基づく進捗状況のフォローアップを行っている。実際に取組が始まったかどうかに加え、移転機関との連携者数、移転した職員数、研究のテーマ数がモニタリングのポイントになっている。
- ▶ 研究機関の取組に関して、拠点の設置については、令和5年3月をもって22件の全てが取組を開始している。また、協議会の設置についても全件、人材の育成・技術協力についても全件取組を開始している、共同研究・研究連携については、1機関のみ共同研究内容の調整が未了のため、取組開始時期が未定となっている。
- ▶ 移転に際しての連携者数、職員数、テーマ数はおおむね横ばいという傾向であるが、若干減少傾向にもなっている。
- ➤ 研修機関については全ての取組を開始済みである。モニタリング項目である研修受講者数については、ここ数年間のコロナの影響で減少しているという傾向であったが、令和3年度からは受講者数が増えている機関も見受けられるため、今後回復が予想される。
- ▶ P.17 は令和5年度中に行う総括的評価の概要を記載している。内容については、坂田委員を座長とする検討会の中で検討し、令和4年度には実際の調査方法や調査結果を踏まえた評価方法の詳細等についての検討を行った。
- ▶ 資料1の別紙1から3については、資料1の内容の詳細データを掲載してあるため適宜参照いただきたい。
- ▶ 資料1別紙2については、実際の連携者数、テーマ数の情報の大元になる具体的な組織、研究テーマに関する情報を記載している。赤字が令和3年から追加されたもの、青字が令和2年まで連携を行っていたものであり、増減が分かるようにしている。研修についても同様である。
- ➤ 資料1別紙3については、研究機関の中長期経営計画等の状況を記載しているが、昨年度と内容の変化はあまり見られなかった。

# (文化庁 今井政策課長 資料1-2にかかる説明)

▶ 平成 28 年3月から1年後に文化庁地域文化創生本部を京都市東山の地に先行移転し、取組を進めている。また、

平成30年には組織再編、機構定員等を改正し、現在の体制を整備している。その後、令和になってからは、京都移転のシミュレーションを複数回実施し課題を洗い出し、改善に努めてきたところである。令和4年の5月には、岸田内閣総理大臣に文化庁の京都庁舎の整備状況を御覧いただき、関係の有識者とも審議をしている。その際、令和5年3月27日に新しい文化庁での業務の開始、5月15日に職員の大半が移転することを目指すということを明確に報告している。令和4年12月28日には、京都府において準備してもらっていた文化庁の新庁舎の整備工事が無事竣工し、令和5年1月4日から、文化庁にて庁舎を借り受けさせていただき、内部工事等を進めてきている。その後、長岡文部科学大臣にも京都庁舎の整備状況を確認いただき、3月8日に移転前の最後の文化庁移転協議会を開催し、移転前の最終確認をしている。本年3月13日からは、京都府に先行移転していた文化庁地域文化創生本部が新しい京都府の庁舎に先行で入居して、業務を開始したところである。

- ▶ 地域文化創生本部でのこれまでの成果は次の通りである。平成 29 年4月から地域文化創生本部を設置し、約7年 取組を進めてきた。例えば地域文化創生本部事務局は文化創造を担当している参事官が担当として状況を確認し、 障害者文化芸術活動推進基本計画、法律に基づく計画の策定とその執行に取り組んできた。そして、第1期計画を 策定し、その5か年の計画、さらに現在、厚労省様とも共同で第2期の計画策定に向けた準備をしており、京都の地 において計画策定に向けた準備をしてきたところである。
- ▶ 個別事業については、以前から取り組んできた全国を対象とした事業である伝統文化親子教室も京都の地において事業展開している。また、担い手が減少し、継承が困難となっている地域の伝統行事、民俗芸能等の継承に向けた事業を行ってきており、コロナ禍の中でこの点が非常に厳しい状況になったものに対し、補正予算を2度にわたり計上し、令和3年度であれば60億円近くの執行、また、今回の令和4年度の2次補正で20億円弱の補正予算を取得し、京都の地において執行し、取組を進めている。また、創生本部自体に関西、京都府、京都市の皆様等、関西を中心とした自治体が広く協力いただき、派遣職員などが非常に多くなっている。そういった中で、地方自治体のニーズ、文化庁の施策への意見なども把握しやすくなってきており、全国展開する取組が生まれてきている。
- ➤ 先行した地域文化創生本部の成果を生かしながら京都移転を実施するために、必要なシミュレーションをこれまでに 実施してきた。P.5以降に記載しているが、令和元年度と2年度に比較的大きなシミュレーションを実施し、令和元年 は10月から11月まで、令和2年度も10月から11月までで約1か月以上のシミュレーションを行っている。令和元年 度と2年度のシミュレーションでわかったこととして、通常で行っている業務の中でリモート対応に切り換えられたもの が、当時でいうと25%ぐらいであったことである。テレビ会議システム、ウェブ会議システムなどを活用していたが、悩 ましかったことは、リモート会議の利用環境が十分に整備されていなかったことである。端末・アカウントの不足、職員 の習熟度の不足も非常に大きな問題だったと思っている。また、すぐ対応を求められるような案件や、機密性が高い、 もしくは複雑な協議・交渉が必要なときに、リモートでは動きにくかった。これらを対面に切り換えたり、東京の職員が サポートしたりすることが必要だというところが見えてきたような状況でもあった。こういったことを含めて、P.6 の(6)に あるような検証結果を踏まえた対応をこれまで取ってきたところである。
- ▶ 加えて、令和3年度には品川の貸しオフィスを使って移転先でのリモート業務環境と同等の環境下で、業務実施に 支障がないか、検証を行った。技術的な面が随分変わってきており、令和4年1月に文部科学省全体の行政情報シ ステムに更新され、シンクライアント方式、クラウドなども活用したシステムに切り替わっている。よって、職員の手元の 端末ですぐに誰でもテレビ会議、Webex や Zoom が扱いやすくなっている。また、シンクライアント方式であるため、 パソコンでの動作が非常に安定し、会議自体は非常にやりやすくなっている。こういったことを踏まえ、今後はどうや って遠隔リモートで業務に対処していくかさらに磨きをかけていく必要があると思っている。
- ▶ なお文化庁の政策課では、令和4年の6月からつい最近まで文化審議会を開催していたが、東京での開催ではなく、 京都府に審議会の拠点をセットしている。形式としてはネットとリアルのハイブリッド形式であり、13回会議を実施している。その結果、半年で13回の会議を行い、第2期の文化芸術推進基本計画の案の整理を完了し、令和5年3月中

には閣議決定するというところまで持ってくることができている。委員会の先生、特に審議会委員の先生には大変の理解をいただき、会議の運営、もしくは日々の調整、意見交換もリモートで実施している。これらを踏まえて要所でお会いすることで、十分にテレビ会議システムなどといったネットワークを使い業務を遂行できると考えている。ただしその際に、相手方の理解をいただけるかどうかというのが非常に大事と思っており、今後行政において様々な方にお会いしたときに、どうやって理解を得ていくのかもこれからの課題と感じている。

- ▶ 本移転が令和5年3月27日にいよいよスタートするタイミングとなり、3月8日に最後の文化庁移転協議会を開催している。特に今回の京都移転では文化財関係の機能が非常に多く移転するが、平成30年度以降、文化財保護法については2回の改正を経て、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進を図る、もしくは無形文化財の登録制度なども創設している。一方、2019年には、フランスのノートルダム大聖堂、首里城の火災などで非常に文化財が危機的な状況になるということもあった。こうしたときには、文化財を火災から守るための対策などを含めて、防災などの取組もこれまで以上に取り組まなければいけないということ。さらには、令和3年の12月に「文化財の匠プロジェクト」を策定し、定期的な修復の必要な建造物や、その保存技術の伝承の仕方といったものをつないでいくための取組を進めてきており、いよいよこうした文化財に関する新しい取組も含めて、京都の地で仕事を進めていくということを確認している。
- ▶ また、2025 年から大阪・関西万博が開催される予定である。文化庁としても、現在、内閣総理大臣を議長とした会議体で、「日本博 2.0」という取組を推進しており、こうした取組や食文化をはじめとする生活文化、文化観光といった新しい分野の振興にも取り組んでいきたいと思っている。
- ▶ 現在、国会等、マスコミ等にも非常に御指摘いただいている宗教法人の旧統一協会に対する課題は、京都移転の 対象となっていた宗務課で対応することとなっているが、旧統一教会は東京に本部がある。そのため、様々な被害者 の方とお会いし、また、多くの弁護士の先生や被害者の方々と相談等を行うためには、東京での勤務も必要となるこ とが喫緊の課題であり、この新たな問題の対応についても取り組んできている。
- ➤ こういった社会状況の変化の中で、移転に向けての対応の考え方を整理している。大きなポイントは P.9 に記載の3 つである。文化庁としては、これまでの政府、それから文化庁移転協議会での決定内容に基づき、予定どおり移転対象となっている組織は京都府に移転をさせたいと思っている。そして、令和5年春をもって文化庁の京都移転をと完了したいと思っている。その上で、文化庁のさらなる機能強化として、特に文化庁の本庁において長官は京都府で勤務してくことを基本とすることになるため、文化庁長官のリーダーシップの下、庁全体の政策企画・調整機能をさらに強化するための補佐体制の整備や、食文化、文化観光に関する取組の強化に係り、長官のリーダーシップの下で推進するための本部を京都府に設置し、京都府において企画立案をしていくといった体制づくりをする予定である。
- ▶ また、宗務課等についても、現在、旧統一教会をめぐる課題に対応しなければならないという状況であり、こういった対応に取り組んでいる職員については、当該課題に支障なく対応できるよう、業務に一定の区切りがつくまでの間は東京で勤務を行うこととしており、この点は文化庁移転協議会の場でも確認をしている。対応の目途が立てば、京都府に移転することを考えていければと思っている。
- ▶ P.10 ページには、令和5年3月27日以降の移転スケジュールのイメージ図を載せている。
- ▶ 最後になるが、足かけ7年近くいろいろ準備をしてきたが、令和5年3月27日に、長官をはじめとして文化庁の新しい 業務が開始し、ゴールデンウイークを使い、東京の書類等を持ち込み、5月15日に職員の大半の移転を目指すとい うことで、最後の準備に向けて取り組んでいる状況である。

# (京都府 浅山文化スポーツ部長 資料1-3にかかる説明)

▶ 文化庁の京都移転が決定してから7年がたち、文化庁の京都移転の業務開始が迫ってきている。文化庁を迎える地

元京都府として文化庁の庁舎整備を行うとともに、京都に先行移転された地域文化創生本部と連携しながら様々な 取組を行ってきた。

- ▶ 文化庁の京都移転の意義は、明治以来初めてとなる中央省庁の移転であり、東京一局集中の是正ということは大前提にあるが、それに加え、地域文化の掘り起こしや磨き上げなど、文化庁と連携した新たな文化政策を推進し、その取組成果を全国に波及させていくことが全国の地方創生につながっていくものと考えている。
- ▶ なぜ京都に移転なのかということだが、長い歴史をかけて積み重ねられてきた日本文化の中心であり、神社、仏閣やお茶、お花、料理などの有形・無形の文化財を数多く有するだけではなく、今もその文化が生活の中に息づいていることが大きいと考えている。こうした文化を京都から世界に発信することで、人々に日本文化の厚みや深さを伝え、感動をもたらすものではないかと考えている。
- ▶ 令和4年5月、岸田総理が京都を訪問され、具体的な文化庁の移転時期を明言した会見の中でも、京都に文化庁が移転することは、単に東京一局集中の是正にとどまらず、文化芸術のグローバル化の展開や DX 化、観光や地域創生に向けた文化財の保存活用など、新たな文化政策を一層進める上で大きな契機になると期待していると述べられている。まず京都で文化による地方創生のモデルをつくり上げ、全国に発信・浸透させていくことこそが文化庁が京都に来ていただける意味になるのではないかと考えている。文化庁が京都に来てよかったと全国の皆さんに評価いただけるように、文化庁とともに地元京都も取り組んでいきたい。
- ▶ 文化庁の移転庁舎の整備状況については次の通りである。平成29年7月の文化庁移転協議会において、移転場所が旧京都府警察本部本館に決定し、京都府が改築・増築を行ってきた。令和2年5月に着工した整備工事は、さまざまなことがあり、工事の延長も何度か余儀なくされたが、令和4年12月に竣工を迎え、令和5年1月4日からは文化庁による施設の供用が開始されている。
- そして文化庁の京都移転を見据え、平成 29 年4月に文化庁の本格移転に先行して京都に設置された文化庁地域 文化創生本部とともに、京都府と京都市も職員を派遣し、地元の知見、ノウハウを生かした文化政策を実施してきた ところである。
- ▶ 主な取組は次の通りである。まず、日本文化を後世に伝え発信させていくための人材を育む取組がある。全国トップレベルの高校生が京都に集い、日頃の成果を披露し合い、交流する全国高校生伝統文化フェスティバルは、2012年度から毎年京都で開催している。また、学校や地域の文化施設と連携した小中学生等への文化体験機会を提供する事業についても実施しているところである。
- ▶ 文化による地域の活性化を図る取組は次の通りである。文化庁が推進している日本博の取組とも連携しながら、地域の文化を活用して地域の文化に触れていただく機会を創出し、地域への観光誘客や地域経済の活性化につながる取組を実施している。さらに、それぞれの地域に配置した地域アートマネージャーが地域の住民の方々による文化芸術活動の相談支援を行うとともに、アーティスト本人が地域に滞在していただき、地域の方々とともに文化芸術活動を行うアーティスト・イン・レジデンスという取組を京都府で行っている。
- 次に、アート関係の取組は次の通りである。日本における国際アート市場の拡大と世界で活躍する若手アーティストを育成するための取組を各種展開している。P.10 の1点目だが、国内外の世界各国のコレクターを京都に呼び、日本と海外のギャラリーがコラボしてアーティストの作品を出展する「Art Collaboration Kyoto」の取組を令和3年度から開催している。また、若手芸術家と芸術家に関心を持つ企業経営者等との交流会を開催、さらには若手アーティスト自身が出展者として展示販売するアーティストフェア京都といった取組を開催しているところである。また、「CONNECT」、展」、では障害のある方たちの芸術活動への支援を実施しており、京都府においても、障害のある人たちの作品展を文化庁とも連携しながら毎年開催している。
- ▶ 文化庁の京都移転を契機として、府民の方々に文化に触れていただく機会をより一層創出していくため、令和4年度から次の3つの事業に取り組んでいるところである。1つ目は、音楽を通じた文化体験機会として、府民とつくるミュ

- ージックフェスティバル、2つ目は、地域の伝統文化に携わる子供たちを対象に、日頃の活動の成果を披露する伝統文化の夢舞台、3つ目は、地域団体等のアーティストの芸術活動を発表する場を府内各地で創出する Stage Everywhere であり、これら3つの事業を令和4年度から新たに実施している。また、京料理が無形文化財に登録されたことを契機に、京料理の魅力を知っていただき、文化的価値を広く発信する取組も行っている。
- > 文化庁の京都移転に向けた機運醸成の取組については次の通りである。まず、文化庁京都移転ロゴマークを作成 し、各関係団体において実施している文化関係の事業には、文化庁京都移転ロゴマークを使用していただくことに より、文化庁移転の機運醸成を図っている。京都においては、文化庁の京都移転を盛り上げるため、京都府、京都 市、経済界、文化関係団体、市町村等で構成する文化庁京都移転プラットフォームを立ち上げ、各団体において文 化庁京都移転に向けた機運醸成の取組を実施している。
- ▶ 文化庁移転後は、文化庁とともに連携しながら、新たな文化政策を企画立案、実行、展開していくプラットフォームへと再編し、機能強化を行い、関西万博をターゲットイヤーとして、京都から日本文化を世界に向けて発信していくといった取組を展開していきたいと考えている。
- ➤ これからの京都府の文化政策については以下の通りである。京都府においては、令和4年度、未来の京都府の羅針盤となる新総合計画を改定している。計画では、文化庁の京都移転を契機に、文化の力で世界に貢献する「文化の都・京都」の実現を目指して様々な取組を展開することとしている。主な取組として、大阪・関西万博の開催を見据え、世界への発信を強めることを考えており、京都の強みである映画やアニメ、ゲームなどのメディア文化の世界への発信、京都のアートフェアについて日本を代表するフェアへと進化させる取組、プロ・アマの音楽家や音楽家を目指す人々を世界から京都府に集め、さらには交流いただくことで、新しい音楽を創造・発信する「京都国際音楽祭(仮称)」といったものの開催を目指していくことを考えている。また、伝統文化、生活文化、文化財を次の時代へと継承し、活用していくための取組として、小学生による地域の伝統芸能を発表する機会や京料理、茶道、華道、その他の生活文化に親しむ機会をより一層創出してまいりたいと考えている。そのほかにも、伝統産業と洋分野との交流、VR やメタバースなどの先端技術との融合によるコンテンツ産業の創出、文化による新たな産業の創出など、様々な多方面にわたる取組を展開していくことを考えている。
- ▶ 最後に、移転してくる文化庁に京都として期待することは次の通りである。京都に移転してくる文化庁の職員には、 京都に受け継がれてきた文化に直接触れていただき、そして京都を舞台に、京都から全国各地にすばらしい地域 文化を世界に発信していただきたいと考えている。また、先日の文化庁移転協議会で京都への移転が決まった食文 化推進本部(仮称)、文化観光推進本部(仮称)については、京都とは非常に親和性が高く、この分野においても、 京都から様々な取組を展開されることを期待しているところである。

(文化庁、京都府の説明に対する質疑応答・意見交換)

# (牧原委員からの質疑)

- ▶ 地方創生の効果として、職員がいろいろな団体から派遣されているということだが、やはり重要なのは、雇用創出ではないかと思っている。できるだけ新しい雇用をつくるという形で対応できるか。例えば別の団体から文化庁の京都拠点に職員を派遣し、その団体が新しい人を雇用するといった仕組みが必要ではないかと思っている。(牧原)
  - ◆ 新規雇用については現在東京から京都府に移転しているということや、定員管理や組織の関係もあって簡単にできるものではないような状況であるが、一方で、今回の移転にあたって非常勤の職員は京都府で雇用している。定員管理をしなければいけない正規職員とそれ以外の職員は、今後、拠点の移転が落ち着いたのちに、しっかり考えていかなくてはいけないと考えている。(今井)
  - ◆ 承知した。(牧原)
- ▶ 資料 1-2 P.5に附帯決議という記載があり、「文化庁が京都への本格移転に向け予定しているその効果及び影響の

検証結果については、適宜国会へ報告する」ということだが、移転完了後においても定期的に状況を説明するという ことが必要なのではないかと思っているがいかがか。(牧原)

- ◆ 国会報告については、例えば文部科学省の設置法改正附帯決議の中で、シミュレーションを行った結果を報告している。加えて、国会質問でも、京都移転について質問いただくことが多々あるため、そういった国会質問としての指摘、また、恐らく今度本格的に移転した後に、国会からもいろいろ指摘をあるかと思うため、そういった点についてしっかりと対応できるように取組を進めていけるようにしていきたいと思っている。(今井)
- ◆ 承知した。(牧原)
- ▶ 京都府に対する質問である。本移転取組は、各府県での誘致をもとに実施されているため、その府県の特質と機関との相性が移転理由におけるポイントになっていると思うが、文化庁は研究機関とは違い、行政機関であり国全体を見ているため、京都府に限らない、全国に向けてどのような関係性を構築できるかが重要だと考えている。京都府に限らず、関西広域連合の枠組みで文化庁と西日本への広い影響があると思うがいかがか。(牧原)
  - ◆ 京都だけではなくて、関西広域連合では文化庁の関西移転として、関西が文化庁と連携していく取組も展開しており、これからも展開していく予定である。先行して移転している文化庁の地域文化創生本部には京都府と京都市からも職員を派遣しているが、関西の広域連合の構成団体々もそれぞれの府県から職員を派遣しており、文化庁創生本部と各関西の都道府県と連携しながらいろいろな取組を実施しているところである。(浅山)
  - ◆ また、関西広域連合の中にも、文化振興に関する組織を設立し、文化庁と連携した取組を展開しているところであり、さらには、文化庁が取り組んでいる地方との連絡会議にも関西広域連合、さらには関西経済連合会が参加し、文化庁と一緒になって意見交換をしているところである。そういったところで文化庁地域創生本部も京都府も、関西地域とのつながりが構築できており、自治体からはいろいろな取組が連携してできるようになったという声も届いている。今後、京都だけではなく関西として、関西広域連合も主体となりながら、文化庁とともに日本の文化を発信できるように関西として取り組んでまいりたいと考えている。まずは、2年後の大阪・関西万博が大きな取組の機会となる。(浅山)
  - ◆ 承知した。(牧原)
- ▶ 大平総理が昔おっしゃった「文化の時代」の流れを汲み、文化庁を京都府に移転することは実に卓見だと思うが、京都発の新しい日本の文化の在り方や、その中で文化庁がどうあるべきかお考えいただきたい。京都府には日本を代表する知識人の方々がたくさんいらっしゃることに加え、文化庁が京都府に移転したことをきっかけに、伝統文化に限らず日本文化全体について、京都府からさらに発信していくシンポジウムのようなものを通じて発信していただきたいと思っている。もし何か発信に係る計画があるならば伺いたい。(牧原)
  - ◆ 今回は京都府に移転する機能は6課あるが、これらを無事に京都府に移転し、しっかり業務を行えるようにしたいと思っている。一方で、京都府の地からいろいろ発信をしていくということも重要だと考えているため、拠点の移転を成功させた上で次の一手、二手を考えていきたいと考えている。(今井)
  - ◆ 承知した。(牧原)
- ▶ 今回の移転はおおむね全て関西圏に移転しているということで、関西にある種の第2中央省庁群ができつつあるということである。移転取組を関西で広く受け入れていただくために京都府が大きな旗を振っていただきたいと思っている。(牧原)

### (角南委員からの質疑)

▶ 移転に伴い、若い人が地方でいろいろな活動をしていくということが非常に重要になってくると思うが、京都府の地元の大学において、文化庁の移転に伴って何か新しい学部、新しいコース、文化に伴うような人材育成が幾つか立ち上がってくると、日本全国から学生が集まって、またそこで新しい活動になり、イノベーションにつながるようなものが

出てくると考えている。そうすることでコンテンツにも関心が行き、IT 系の授業を増やしたり、人材育成をしたり、あるいは DX に関する取組をされている大学と連携したりするというような、移転を契機に地元の大学が盛り上がっているような事例があれば、お聞きしたい。まだされていなければ、次世代の人たちが移転を機に京都府に集まってくるような新しい取組を地元の大学に一生懸命頑張っていただきたいと思っている。(角南)

◆ 御指摘のとおり、京都にはたくさんの大学がある。人口当たりの大学は日本一であるため、学生の力を生かし、 そういった中で学生が活躍するということは非常に大事ということで、京都府としても大学に向けた取組はいろい ろ展開している。しかし、文化庁の移転を契機に新たな学部が設立されるというような動きは出てきていない。少 なくとも文化関係の大学や、学部を持っている大学はかなりあるため、文化庁の京都移転によりいろいろな文化 の取組がいろいろ今後進んでいくことが期待されているというのは事実である。そういう中で、芸術大学等も含 めて、人材を育成してくような取組を京都市とともに実施していきたいと考えているところである。アーティストだ けの育成ではなく、京都の産業は文化を生かした形が土台にあるため、文化に伴う新たな経済産業づくりとい ったものをしていく中で、大学と連携し、学生の力と一緒になった取組を他省庁とも連携しながら取り組んでいく ことが重要であるため、今後大学と一緒に検討していく必要があると考えている。(浅山)

#### (松原委員からの質疑)

- ▶ 京都府へ文化庁が移転する上で、250 人程度以上の移動を見込むとあるが、最終的に移動する職員の規模としてはどれくらいになるのか。また、それらの方は単身赴任なのか、家族を連れていくのか、割合がどうなっているか教えていただきたい。(松原)
  - ◆ 京都移転の政府方針については、平成 29 年の文化庁移転協議会の決定事項の中で、職員数(定員及び定員外職員の数)として全体の7割を前提に、地元京都の協力も得ながら 250 人程度以上を見込むということでスタートしている。それから6~7年が経過し、様々な行政需要も増えているため、現段階では定員、定員外を合わせて、京都府には大体 390 名規模で移っていく予定である。(今井)
  - ◆ また、京都府に移転する職員の状況だが、今回の京都移転にあたってどういう形態で京都府に引っ越すかとい うことを職員に確認している。子供を持っていたり、介護を抱えていたりする職員もいるため、家族全員が移動 することが難しい場合は単身赴任することもあった。よって、職員のライフステージに応じて、各個人に京都移 転の準備をしてもらっている。官舎の関係では、近畿財務局、京都府、京都市に協力いただいており、職員の 希望にはほぼ満額で応えることができている。(今井)
- ▶ 大体で構わないが、単身赴任の割合は分かるか。(松原)
  - ◆ 現時点では数字を持ち合わせていないため、どこまでデータが取れているも含めて、持ち帰って確認する。(今 井)
  - ◆ 承知した。(松原)

# (坂田委員からの質疑)

- ▶ 文化庁と京都府が連携して活動をされるとともに、そこから全国に展開できるような新しい施策、特に現場オリエンテッドな、もしくは市民目線の政策を生み出せる可能性があるのではないかと感じるがいかがか。(坂田)
  - ◆ 本格移転後、京都で職務を開始していく中で、地元の様々な関係者、京都府、京都市も加えて、関西、もしくは 中国、四国、九州といったところにも目を向けていかなくてはいけないと思っている。文化庁は今でも全国から いろいろな意見を賜りながら作業しているところであり、第2期文化芸術推進基本計画を取りまとめる際の文化 政策部会の部会長を同志社大学の先生にお願いするなど、関西を起点に全国展開するための施策をやって いるところである。要所で全国の中で優れた知見をお持ちの方のお力を借りることがあり、京都府に移転するこ

(国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 清水研究企画評価主幹 資料1-4にかかる説明)

- ▶ 国立栄養研究所は、法人傘下の研究所の一つである。そのミッションとしては、食品、栄養、身体活動と健康との関連について調査・研究を行うとともに、政策立案に必要な研究を推進し、健康寿命の延伸と健康格差の解消に貢献することである。主な研究領域としては、P.1 に記載の4つである。
- ▶ 平成 28 年に移転の基本方針が示され、その後、同年度内に厚生労働省、法人、大阪府の三者で移転推進に当たっての方針の決定や翌年度の移転に伴う運営上の負担への対応について方針を定めたという経緯を経て、令和5年3月に移転を完了している。移転に伴って、東京から大阪府に来た職員数は、常勤31人、非常勤13人であり、現地採用数は7人である。
- ➤ 法人内に関しては、健康・栄養研究所と、もう一つの研究所である医薬基盤研究所は、平成27年に統合している。その際、両研究所の強みを生かしたシナジー研究として、生活習慣病の新しい予防法をテーマに、炎症に着目した腸管免疫と代謝の相互制御のメカニズムの解明と、生活習慣病との関係に関する研究を開始している。その後、組織として、ヘルスメディカル連携センターを設置していたが、このたび、シナジー研究をさらに発展させるため、組織改編を予定している。「ヘルスメディカル微生物研究センター(仮称)」では、感染症研究と腸内細菌や生活習慣を対象とした健康科学の連携を進め、健康な状態から疾患の発症、回復までの一連の流れについて、微生物を核に解明するシナジー研究を推進する予定である。また、個別最適化ヘルスケア領域への研究成果の活用や研究の社会実装を推進していきたいと考えている。
- ▶ 地域の医療機関との連携については次の通りである。令和4年 10 月に、大阪府内の中心的医療機関である大阪国際がんセンター、大阪母子医療センターと研究連携協定を締結している。この協定は、研究開発力の活性化や健康長寿社会の実現を目指すものであるが、大阪府をライフサイエンスのイノベーションセンターとする一助となることが目標である。健康・栄養研究所に関係のあるものとしては、例えば生活の質の向上に向けた保健・栄養指導療法等の開発、あるいは患者の生活の質の改善に寄与することを目的とした共同研究の実施等が挙げられる。このような取組を地域の医療機関と連携しつつ推進していきたいと考えている。また、同じ健都に立地している国立循環器病研究センターとは、これまでに減塩レシピコンテストの共催などの取組をしており、連携を強化させるため、先ほどの2つの医療機関と同様の協定を令和5年 3 月 26 日に締結する予定である。
- ▶ 地域との連携は次の通りである。健康・栄養研究所としては、「健康的な生活を支援する持続可能なまちづくり」をテーマに活動していきたいと考えている。これは、環境負荷をかけることなく、町で過ごす全ての人々が意識せずに健康的な生活を送ることができるまちづくりに貢献することを目指している。具体的な取組としては、栄養バランスや持続可能性を意識した食品構成転換支援のためのウェブアプリの開発、あるいは日本版栄養プロファイルの開発、行動変容に向けた研究、ライフコースと生活様式に合わせた個人別身体活動量の提示に向けた研究、国際指標を用いた食品関連企業等の健康への取組方針の評価研究の4点が挙げられる。これらの取組を実施するにあたって、地元の自治体、あるいは市民の御協力がいただけるのであれば、研究や社会実装の場として健都を活用したいと考えている。
- ▶ 企業との連携は次の通りである。厚生労働省では、健康寿命の延伸を図っていくために適切な栄養、食生活を支え、 推進するための食環境づくりが重要であることから、自然に健康になれる持続可能な食環境づくりのための産学官 等の連携推進体制として、健康的で持続可能な食環境イニシアチブを立ち上げている。健康・栄養研究所としては、 厚生労働省における検討会の報告を踏まえ、健康・栄養政策を推進していくための科学的なデータの構築の推進 に取り組んでいきたいと考えている。具体的には、データベースの構築、あるいは情報のフィードバック、効果的な情 報提供や販売方法などの検討とその社会実装、具体的な効果の測定である。これらの取組には関係企業の協力が

- 必要であるが、大阪府に本拠点を置く企業を含めて、現時点で7社の協力をいただける予定であり、今後、研究所を ハブとして、食環境整備のための産学官の連携を進めてまいりたいと考えている。また、資料に記載はないが、大阪 商工会議所、国立循環器病研究センターとで三者協定を結んでおり、こちらについても進めていきたいと考えている。
- ▶ 法律で定められている業務に関して、P.7 に現状をまとめている。1 点目は、健康増進法に定められている国民健康・栄養調査の実施に関するものである。この調査は、国民の身体の状況、栄養摂取量、生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施されている。コロナ禍の関係で今年度は3年ぶりの実施となった。その実施に当たっては、厚生労働省との会議、打合せが必要であり、新型コロナウイルスの関係でウェブでの実施となったが、調査票の回収を含めて、現時点では特段の問題は生じていない。もう一点、食品関係については具体的な事案がないため、消費者庁との打合せについては、ウェブでどこまで対応できるか今後の運用によるところである。
- ▶ 最後になるが、大阪府においては、2025年に2度目の万国博覧会が開催される予定である。そのテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」である。当法人としてはその成功に寄与し、今後の大阪府、関西、そして日本の未来に貢献したいと考えている。また、国立健康・栄養研究所としても、健都において、国立循環器病研究センターをはじめとした健都の関係者の皆様とともに、健康・医療関連の技術の社会実装にも寄与し、レガシーの継承に努めたいと考えている。

#### (大阪府商工労働部成長産業振興室 大庭ライフサイエンス産業課長 資料1-5にかかる説明)

- ➤ 国立健康・栄養研究所については、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、大阪府が移転について提案した。その後、移転方針が取りまとめられたのが平成29年3月末である。平成30年1月には、厚生労働省と国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(NIBIOHN)、そして大阪府の三者で運営上の負担への対応に関する方針を取りまとめた。大阪府としては、国立健康・栄養研究所移転に係る設備等の費用に対する補助等、吹田市、摂津市にも負担をいただきながら、国立健康・栄養研究所が産学官連携の拠点となるために必要な、①設備等の費用に関する補助、②委託等連携事業の実施、③人的支援の3つの支援を実施することとなった。世界的な半導体不足に影響を受け、予定より少し遅れたが、令和5年3月26日に移転・オープンすることとなっている。国立健康・栄養研究所の移転に当たって、大阪府、そして地元の吹田市、摂津市で金額にして地元の3自治体がそれぞれ3億円相当、合計で9億円相当の支援を決定している。
- ➤ 大阪府のライフサイエンス産業施策については次の通り。大阪府では、コロナの終息を見据え、大阪府の再生・成長に向けて取り組むべき方向性を明らかにする「大阪府の再生・成長に向けた新戦略」を 2020 年 12 月に策定している。この戦略では、5つある重点分野の一つに、健康・医療関連産業のリーディング産業化を位置づけている。この戦略に基づいたハード面、ソフト面の様々な取組のうち、特にハード面、環境整備の核となっているのが、3つの拠点を形成していくことである。 茨木市と箕面市にまたがる創薬をテーマとした彩都、吹田市と摂津市にまたがる健康と医療のまちづくりを進める健都、そしてアクセスに優れた大阪府の中心部中之島に立地し、再生医療の産業化等を進めている未来医療国際拠点という3つのライフサイエンスクラスターの形成を進めている。日本を牽引する研究所の一つである NIBIOHN のうち、創薬に関する医薬基盤研究所が既に彩都に立地しており、このたび国立健康・栄養研究所が健都へ移転されることは、大変心強く感じている。
- ▶ 国立健康・栄養研究所の移転先である健都について、詳細は次の通り。健都は、東洋一と呼ばれた JR 操車場の跡地約30~クタールを活用したエリアである。新大阪、京都からの交通利便性も高く、健康・医療をコンセプトとしたまちづくりを進めており、大阪府税や市税の軽減措置も設けるなど、健康医療等関連企業の集積などに取り組んでいる。現在は、国立循環器病研究センターのほか、複合商業施設や吹田市民病院、大規模なマンションや健都レールサイド公園などが完成・オープン済みである。国立健康・栄養研究所が入居する民間賃貸施設「健都イノベーショ

ンパーク NK ビル」は、企業等の進出エリアである健都イノベーションパークに立地しており、このパークにはニプロ株式会社やエア・ウォーター株式会社が今後操業する予定となっている。創設以来、国民の健康・栄養政策に深く携わってきた、100 年以上の歴史を有する国立健康・栄養研究所が健都を拠点に栄養、食生活及び身体活動に関する基盤的・開発的研究を進められることは健都のコンセプトに合致するものであり、大変喜ばしく、改めて歓迎している。

- 次に、国立健康・栄養研究所の移転を見越して、先行して大阪府が取り組んだことを2つ紹介する。一つがフレイル 予防である。大阪府の健康づくり課という部門では、健康長寿延伸に向けた取組の一つとして、平成 30 年度から国 立健康・栄養研究所と、そして令和4年度からは大阪公立大学とも一緒に、働く世代からのフレイル予防に取り組ん でいる。事業を進めるに当たって、先んじて実施した 40 歳以上の府民を対象とした実態調査では、高齢者だけでは なく 40 歳代、50 歳代といった働く世代にもフレイルに該当する人がいることが示唆された。そういったことから、働く 世代からを対象にフレイル予防の取組を進めているところである。これまで、市町村の既存の健康増進事業への介 入をはじめ、様々な資材を作成して啓発に努めており、令和2年度には全国知事会 先進政策バンク 健康福祉分 野 1位優秀政策を受賞、また、国立健康・栄養研究所研究員が執筆した本府との取組に関する論文が、令和4年 度 公衆衛生学優秀論文賞を受賞しているといった成果につながっている。令和4年度からは、地元の企業や府内 保健所とも連携し、従業員へのフレイル予防のモデル事業を始めているところである。今後は、研究所の移転を機に 地元自治体や企業、大学等との連携により、これまで進めてきた取組をさらに進め、データやエビデンスを蓄積する とともに、研究所が有する知見も生かしながら、さらなる効果的な施策展開を図っていきたいと考えている。取組の二 点目が、国立健康・栄養研究所様と健都内外の企業の交流を図るイベントの開催である。令和5年2月 10 日にハイ ブリッド形式のイベント「産学官イノベーションステージ」を開催した。NIBIOHN の取組について紹介いただくとともに、 産学官それぞれの視点でのパネルディスカッションや健都のリアル会場で参加いただいた企業を対象に、ネットワー キング等を実施した。このイベントについては、今後も継続的に開催するなど、国立健康・栄養研究所の移転効果を 向上させる取組を進めていきたいと考えている。
- ▶ 健都では、フレイル予防に関する調査研究やイノベーションステージのほか、LINE を活用した吹田市、摂津市による健都へルスサポーター制度の創設や科学技術振興機構(JST)の「共創の場形成支援プログラム(本格型)」の採択を受け、イノベーション創出に向けた様々な取組を進めている。国立健康・栄養研究所には、こうした健都での様々な取組と連携していただき、シナジー効果を発揮していくことで健都初の健康食品やサービス、国民健康増進の知見等が創出されていくことを期待している。
- ➤ このたびの移転をきっかけに、国立健康・栄養研究所、そして近接している国立循環器病研究センターには、産学官民連携の新たな核として大阪・関西のライフサイエンス関連のアカデミアや企業などと一層交流いただき、イノベーション創出に資する取組が一層進展することを期待している。大阪府としては、今後も国立健康・栄養研究所様の認知度を高めつつ、国立健康・栄養研究所と企業との連携を促進し、移転効果を高めていきたい。

(国立健康・栄養研究所、大阪府からの説明に対する質疑応答・意見交換) (松原委員から質疑)

- 移転に伴う職員の移動に関して、常勤職員の方が31名となっている。これは東京勤務の方が単身で移動しているのか、家族を連れていくのか、もう少し説明いただきたい。(松原)
  - ◆ 何人が家族で引っ越した、あるいは何人が単身赴任したというデータについては、手元にないため、改めて報告する。(清水)
  - ◆ 承知した。東京からの人の移動について関心があるため質問した。京都府もそうだが、大阪府も教育環境が整っているため、単身ではなくて受験を控えているような年代の人たちも移動することもあると考えており、数字に

#### (2) 政府関係機関移転総括的評価について

(田邉参事官 資料2-1、2-2、2-3にかかる説明)

- ▶ 令和3年度に有識者懇談会において、政府機関関係移転総括的評価方針について相談したが、その後、令和4年度に、対象機関の実態把握を目的とした総合調査の具体的な実施方法や、調査結果をどのように評価するかといった評価方法、また、移転取組の優良事例やデジタル技術の活用という点も含めた評価結果の活用ということを検討している。評価結果の可視化方法についても議論し、総括的評価方針の更新案を作成している。
- ▶ 資料2-1P.1 の後段は、令和4年度検討会における検討事項をまとめている。第1回検討会では、地域企業や住民の意見も聞くことが重要であること、それぞれの移転機関の取組を書いていただくための自由記述欄を設定すること、評価結果を今後の移転機関における取組に生かすという趣旨のもと「総括的評価の結果活用の手引き」(仮称)(以下、「手引き」という。)を作成することを検討している。
- ▶ 第1回検討会後、総括的評価にむけた総合調査を実施し、取組状況や回答内容の適切性の確認を目的に、検討会委員同席のもと、各機関へのヒアリングも実施している。
- ▶ 令和 5 年3月3日に実施した第3回検討会では評価の方法(具体的には点数のつけ方)を議論し、評価方針の更新 案にまとめている。
- ▶ 総括的評価に向けた総合調査の実施に当たっては、拠点の設置、協議会の設置、人材育成、共同研究・研究連携、研修という5つの取組種別に応じて調査票を設定し、総合調査の回答様式という形で各機関から情報を収集している。移転先地域企業や住民、また、移転機関の職員の意見を収集するためにアンケートも配布している。回答様式は各機関、アンケートは移転先の職員、関係している機関の職員、企業、住民の方を対象に調査を実施した。
- ▶ 調査結果の評価方法は P.3に記載している。昨年度整理した内容ではあるが、評価観点として「機能確保」や「費用抑制・体制整備」適切な移転に当たっての必要条件と設定しており、それに加えて、十分条件として「地方創生」を位置づけている。
- ➤ 各評価観点に付随して 14 の評価項目が設定されている。(「機能確保」は評価項目(1)~(3)、「費用抑制・体制整備」は評価項目(4)~(6)、「地方創生」は評価項目(7)~(14)に該当する)具体的には、「機能確保」では職員のモチベーションが維持されているか等を評価しており、「費用抑制・体制整備」については、移転元と同様に業務を行う環境・体制の整備が適切な費用の範疇で行われているか等を評価している。「地方創生」については、移転先地域における取組の理解度や地方創生を推進する人材育成、地域を超える波及効果の有無を評価項目として設定している。
- ▶ 点数付けの考え方の基本としては、ステップ1において選択式の回答等を基に、基礎点数付けを実施し、ステップ2 において自由記述の回答を基に加点を行っている。ステップ2では記述内容が、機能確保や費用抑制・体制整備、 地方創生に寄与していると読みとれるか等の判断をした上で、加点している。
- ➤ 点数付けの具体的な方法については、P.4 に記載している。評価観点①機能確保、②費用抑制・体制整備 は減点 方式としており、評価観点③地方創生 は加点方式としている。ステップ1では、各設問に対して一定の基準をもとに 充足状況を判断し点数を算出している。
- ▶ 例えば、P.4 に記載の例では、評価観点①②では充足していないものが1つであるため、総設問数の5を分母として、5分の1点を満点から減点する。評価観点③では4つの設問が充足しているため、もともとの配点の2点と5分の4を掛け合わせ 1.6 点加点し、基礎点数づけしている。
- ➤ ステップ2では、「移転の取組に取り組んだからこそ成し遂げられた」、もしくは「具体的・顕著な効果が既に現れている、他機関にない独創的な、もしくは先進的な取組をしている」といった記述が読み取れた場合に加点の対象としている。こちらも同様に、記述の総設問数に対して加点対象の設問数の割合を計算し、最大加点幅である 0.5 点にそ

- の割合を掛けて、加点する点数を算出している。
- ▶ 評価結果は評価項目ごとにレーダーチャートで結果を示し、優れている評価項目と改善の余地がある評価項目を可 視化して表現している。これらを取組種別ごと、機関別に作成し、手引きでは、取組種別ごとに取組実施上の重要な ポイントをまとめて示す予定である。また、取組種別ごとの好事例についても他機関に役立てていただくために、令 和5年度に手引きの詳細を検討していく予定である。
- ▶ 資料2-2は資料2-1の内容を文章として表現しており、今年度更新する箇所は見え消しの形で、青字で表示している。
- ▶ 資料2-3については、令和5度以降のスケジュールになる。文化庁、健康・栄養研究所の移転が今後実施されることを踏まえ、来年度にこれら2機関も含めた移転取組の総合調査を再度実施する。調査に当たっては、令和4年度の調査結果を更新し、令和5年度の総合調査結果も踏まえた総括的評価を実施する。検討会の開催も令和5年8月、9月に予定しており、令和5年度内の総括評価結果の公表につなげるスケジュールになっている。

#### (坂田委員 補足説明)

- ▶ 総括的評価方針について、内部要素である評価項目(1)~(6)は、移転にあたって満たすべき基本的な条件である。 したがって、満たしていない場合は減点としている。対して、外部要素である評価項目(7)~(14)は地方創生について様々な側面から捉え、加点をしている。その中には、地域を超えた波及効果も評価項目の1つとして入っている。
- ▶ 1つ強調しておきたいこととして、市民目線や、地域目線を重視した検討会委員の意見・提案として、移転に伴って 職員やその職員の家族の過ごし方、生活全般において地方で働くこと、暮らし方のよさが現れている事例を、本調 査のなかで捕捉したいと考えている。
- ▶ 増田座長から「まず隗より始めよ」とあったが、政府機関の移転がモデルとなり企業の地方移転へとつながる波及効果を目指すことが望ましいと考えており、そういった波及効果を考えたときには家族の過ごしやすさ、生活面のよさを示していくことは欠かせない要素だと捉えている。
- ▶ 移転機関の取組内容が非常に多様であるため、評価項目によっては、例えば、移転規模が小さいために、努力しても実施できない取組があることや、移転規模が小さいと知名度向上が難しいこと等を考慮し、評価結果の示し方については、総合点をつけずに、評価の柱を元にしたレーダーチャート方式で示すことにしている。実施が難しいことに起因して点数が極端に低い評価項目があった場合、その他の評価項目が優れていても、総合点を算出した場合は、実際上、評価項目の平均を取ることと同じになるため、優れた点を見落としがちになる。したがって、多様性にも配慮し総合点をつけないことにしている。また、機関ごとに移転の時期もかなり異なる実態があり、取組みの進捗状況が異なる機関同士の比較が安易に行われることも好ましくないと考えている。評価結果を提示する際に、そういったこともないようにしたいと考えている。
- ▶ 評価のための評価をして終わりとしないために、好事例を集約し、移転の質を高めるためのガイドを提供したいと考え、手引きを作成することとしている。特に、移転の途中段階にある機関には、それを活用して移転の質を高めいってもらいたいと考えている。

# (質疑応答・意見交換)

#### (松原委員からの質疑)

▶ 例えば国の研究機関で産業総合研究所(産総研)があるが、回答内容を見ると、消極的な回答になっている。令和5年度には福井県に重要な拠点(北陸デジタルものづくりセンター)ができるが、産総研はその拠点の設置は地方分散の取組ととらえていない。その他の機関でも地方分散の取組について機関の認識漏れによって記載されないようなことがないように別の方法で情報を収集することも必要と考えている。(松原)

◆ 移転機関の間で本取組への意識にかなりばらつきがあるということを認識している。そのため、今年度は直接オンラインで面談を実施し、追加説明や意見交換も行っている。松原先生がおっしゃったような当初の計画上想定されていないような取組についても優れたものは漏れがないよう収集をし、加点要素として活用するとともに、手引書に加えることで他の機関の参考にしてもらうことを想定している。(坂田)

## (3)その他

#### (増田座長 総括)

- ➤ 文化庁は、令和5年5月の連休明けには全面移転し、最高意思決定権者である長官も含め、周辺の職員が京都府に移動する。東京で行うことがふさわしい事務(国会等々の対応等)もあるかと思うが、職員全員がそういった業務に従事しているわけではない。また、コロナによりオンライン環境が格段に進み、文化庁だけでなく様々な省庁においても、今後地方で業務と生活との歩調を合わせながら展開できるような可能性も高まっている。冒頭に申し上げた「まず隗より始めよ」だが、移転取組の中でも文化庁の移転は一番象徴的かつ大規模であるため、東京一局集中の是正だけでなく、委員からも指摘があったように、良い成果を上げていただき、移転先地域にもプラスの影響を与え、あるいは逆に地域からいろいろな影響を文化庁自身が受け取り、文化庁の行政がレベルアップすることが本移転の一番の目的であると考えている。文化庁は大変多くの仕事をしているが、移転取組を通してさらに新しい分野も含めて業務が拡大していくような取組につながることをぜひ目指していただきたい。
- ➤ その他の省庁、あるいは研究機関、研修機関については、規模は異なるが似た取組が行われているため、移転によって得られたものを取り入れ、業務を推進いただきたい。

#### 4. 閉会